

「ふくしまちなか音楽祭2025」 ネーミングライツ・パートナー募集要項

福島市では、本市主催のイベント「ふくしまちなか音楽祭2025」における命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を以下のとおり募集します。

1 募集の目的

本イベントの愛称を命名する権利を取得する企業を募集し、命名された愛称をイベント名称として使用する対価として得られる命名権料を本イベントの実施経費に充当し、イベントの認知度向上や誘客促進を図るものです。

2 対象イベント

- (1) 名 称 ふくしまちなか音楽祭2025
- (2) 目 的 本市中心市街地に特色を活かした5つの野外・屋内ステージを設け、古関メロディーを含めた様々なジャンルの歌や演奏を楽しめる音楽祭を開催することで、まちなかに賑わいを創出する。
- (3) 概 要 別紙1：ふくしまちなか音楽祭2025実施要項

3 募集の条件

(1) 契約期間

令和7年8月1日から令和7年10月26日まで

※ただし、契約開始日は目安とし、8月1日以降、協議が整い次第の契約とします。

(2) 希望金額

30万円以上（消費税及び地方消費税別途）

(3) 応募資格

原則として、法人格を有する者とし、法人格を有する者に準ずる者として市長が特に認める者を含みます。ただし、次の項目に該当する者は除きます。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ②福島市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている者
- ③公租公課を滞納している者
- ④破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）による清算の申立てがなされている者
- ⑤法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者
- ⑥政治団体又は宗教団体
- ⑦暴力団（福島市暴力団排除条例（平成24年福島市条例第10号）第2条第1号に規定

する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑧その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる者

例：消費者金融、たばこ、パチンコ、風俗、商品先物取引

(4) 愛称の条件

①「ふくしままちなか音楽祭2025」のイベント名称を残し、その前後に企業名や商品名等を加えた名称とします。

②愛称が次のいずれかに該当するものは、名称として認められません。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

カ 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの

キ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

③イベント実施に支障をきたすため、契約期間中の愛称の変更はできません。

④商標権がある名称を命名する場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。

(5) 愛称の使用

市は、契約後に作成するイベントに関する次の広報物等において愛称を使用し、イベント及び愛称の認知度向上に努めます。(枚数は作成予定枚数)

①イベントのポスター(300枚)、チラシ(6,500枚)

・イベント実施前の約1カ月間、ポスター、チラシによる広報を実施予定。

・市内公共施設、観光施設、商業施設、教育機関等のほか、市内外(仙台市・郡山市)のライブハウス等へも配布予定。

②プログラム(2,300枚)、メインステージ看板、案内看板等

・イベント当日に、来場者にプログラムを配布するほか、まちなか広場にメインステージ看板、各会場に案内看板等を設置予定

③記者会見、市政だより、市ホームページ、SNS(X、Instagram)ほか

(6) ネーミングライツ・パートナー特典

ネーミングライツ・パートナーは、イベント当日、メイン会場であるまちなか広場に、企業PRブースを設置することができます。設置スペースはテント1張(3×6m)程度とします。企業PRブースの運営はネーミングライツ・パートナーが実施してください。(市は場所及びテントの提供のみ)

(7) その他

本イベントは、屋外で実施されるイベントのため、雨天の場合は中止となります。中止となった場合も、ネーミングライツ料、応募に要した費用、PRブースの準備に要した費用等の返還・補償等は出来かねますので、あらかじめご了承ください。

4 応募方法

- (1) 募集期間 令和7年6月26日(木)から7月17日(木)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
- (2) 提出書類
- | | |
|------------------------------|-----|
| ①ネーミングライツ・パートナー提案書 | 様式1 |
| ②誓約書 | 様式2 |
| ③登記事項証明書(法人登記簿謄本) | |
| ④印鑑証明書(法人の代表者印) | |
| ⑤会社の概要に関する説明書(任意様式、既存の写しでも可) | |
- ※「法人格を有する者に準ずる者」としての応募を希望される場合は、該当するかどうか及び提出書類について、事前に文化振興課に相談してください。
- (3) 提出方法
- 提出書類を全てまとめ、以下のいずれかの方法で提出してください。
- ①郵送
書留郵便など配達記録が残る方法で、応募期間の最終日必着で郵送してください。
- ②直接持参
応募期間の月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前9時から正午及び午後1時から5時までの間に提出先に直接ご持参ください。
- (4) 提出先
福島市五老内町3番1号
福島市 市民・文化スポーツ部 文化スポーツ振興室
文化振興課 文化振興係(本庁8階)
- (5) 質問の受付
- ①受付期間 提出期間中随時受付しております。
- ②受付方法 質問書(様式3)に必要事項記載のうえ、当該電子ファイルを添付した電子メールを③の送付先に送信してください。
- ③送付先 福島市 市民・文化スポーツ部 文化スポーツ振興室
文化振興課 文化振興係
E-mail: bunka@mail.city.fukushima.fukushima.jp
電子メールの件名は、「ネーミングライツに関する質問」としてください。
- ④回答方法 受け付けた全ての質問は、原則として質問者を特定できない内容で、随時、市ホームページ内の「ネーミングライツを募集します」に掲載して回答します。
リンク先:「市 HP」>「しごと・産業」>「市有財産活用」>「ネーミングライツ」
- (6) 応募の辞退
提案書を提出後に応募を辞退する場合は、文書による辞退届(任意様式)を提出してください。

(7) 留意事項

- ①提出された書類は、返却いたしません。
- ②提案書等の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とします。

5 選定方法

(1) 優先交渉権者の選定

4の(2)提出書類について、福島市ネーミングライツ・パートナー選定委員会が総合的な評価を行い、優先交渉権者を選定します。

(2) 評価基準

参照 別紙2：ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準

(3) 結果の通知

選定の結果は、応募者に文書で通知します。

(4) 結果の公表

市は優先交渉権者と協議を行い、契約を締結した場合、ネーミングライツ・パートナー名、愛称、契約金額を公表します。

なお、ネーミングライツ・パートナー以外の応募者の情報は、原則公表しません。

(5) 提案の失格

提出された提案が以下のいずれかにあたる場合は、失格とします。

- ①応募資格を有しない者が提出したもの
- ②提出書類に虚偽があるもの
- ③その他応募及び選定に関し不正があったとき

6 契約の締結等

(1) 契約の締結

①優先交渉権者の選定後、市と優先交渉権者は速やかに契約に必要な協議・調整を行い、ネーミングライツ事業契約を締結します。

②優先交渉権者と契約の締結に必要な協議が整わない場合は、市は次点の者と契約に向けた協議を行うこととします。

(2) 契約の解除

契約締結後に、ネーミングライツ・パートナーが応募資格に規定する資格を満たさなかった場合、又は信用失墜行為により本施設のイメージが損なわれる恐れがある場合などには、市は契約満了を待たず契約を解除する場合があります。

7 担当部署

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市 市民・文化スポーツ部 文化スポーツ振興室

文化振興課 文化振興係（本庁8階）

電話：024-525-3785

E-mail: bunka@mail.city.fukushima.fukushima.jp